

# 說明資料



## 目 次

1	利用区分の定義	26
2	人口等の見通し	29
3	土地利用の推移（平成12年～17年）	30
4	利用区分ごとの規模の目標等	31
	（1）利用区分ごとの規模の目標	31
	（2）利用区分ごとの規模の目標値の説明	32
	（3）土地利用転換マトリックス表（平成17年～29年）	33
	（4）土地利用転換マトリックス表の内訳表	34
5	策定体制等	38
	（1）策定体制	38
	（2）会議等の開催状況	39
	（3）パブリック・コメントの実施状況	41
6	土地利用現況図及び構想図	42
	（1）土地利用現況図	42
	（2）土地利用構想図	43
7	用語解説	44
【 参考資料 】		
	（1）盛岡市国土利用計画審議会条例	48
	（2）土地利用調整委員会規程	49
	（3）委員名簿	51
	ア 盛岡市国土利用計画審議会	51
	イ 土地利用調整委員会	52
	（4）国土利用計画盛岡市計画の策定に関する諮問・答申	53

(白紙)

## 1 利用区分の定義

利用区分	定義	把握の方法
農用地	農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地の合計	「農地」＋「採草放牧地」
(1) 農地	耕作の目的に供される土地で、畦畔を含み、水路及び農道を除く。	『農作物統計(東北農政局岩手統計事務所)』の「田」と「畑」の合計
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの(農地造成等による人工草地は農地に含む。)	『世界農林業センサス岩手県統計書(林業編)』の「採草放牧に利用されている面積(総数)」のうち「森林以外の草生地(野草地)」
森林	国有林と民有林の合計(林道面積は除く。)	「国有林」＋「民有林」
(1) 国有林	①林野庁所管国有林…国有林野の管理経営に関する法律第2条に規定する国有林野から採草放牧地を除いたもの ②官行造林地…旧公林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ③その他省庁所管国有林…林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に規定する森林	林野庁盛岡森林管理署への照会  本市は該当なし。  『世界農林業センサス岩手県統計書(林業編)』による。
(2) 民有林	森林法第2条第1項に規定する民有林	『岩手県林業動向年報(資料編)』による。
原野	『世界農林業センサス林業調査報告書』の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」を除いたもの	『世界農林業センサス岩手県統計書(林業編)』を基に次により算出 原野面積＝A－B－C＋D A：森林以外の草生地 B：林野庁所管の森林以外の草生地(本市は該当なし。) C：採草放牧地(農用地の(2)) D：林野庁所管放牧採草地(本市は該当なし。)

利用区分	定義	把握の方法
水面・河川・水路	水面，河川及び水路	「水面」＋「河川」＋「水路」
(1) 水面	湖面及びため池の満水時の水面	①人造湖…『ダム総覧』（(財)日本ダム協会）に掲げるダムのうち、堤高15m以上のものの湛水面積 ②ため池…業務資料による。
(2) 河川	河川法第4条第1項に規定する一級河川，同法第5条第1項に規定する二級河川及び同法第100条第1項に規定する準用河川の河川区域 ※二級河川は，本市に存在しない。	「延長」×「標準幅員」により算出
(3) 水路	農業用排水路	「整備済水田の水路」＋「未整備水田の水路」 ①整備済水田の水路 ＝整備済水田面積×0.067 ②未整備水田の水路 ＝未整備水田面積×0.048 ※係数は，東北農政局資料。整備済水田とは，区画20a以上のものとする。
道路	一般道路，農道及び林道。車道部（車道，中央帯及び路肩），歩道部，自転車道部及び法面等*から成る。 *市道については除く。	「一般道路」＋「農道」＋「林道」
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に規定する道路	高速道路＋国道＋県道＋市道 それぞれ，東日本高速道路株式会社，国土交通省及び岩手県に照会して把握。市道は，業務統計による。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「一定要件農道*」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道で，次の4つを全て満たすもの ① 土地改良法に基づく土地改良事業により造成された道路 ② 農道台帳が作成されている。 ③ 全区間に渡って幅員が4m以上 ④ 起点及び終点が，一般道路又は農道台帳に記載されている道路に接続している。	農道＝ほ場内農道＋ほ場外農道 ①ほ場内農道 ＝（整備済水田面積×0.062）＋（未整備水田面積×0.044）＋（整備済畑面積×0.067）＋（未整備畑面積×0.023） ※係数は，東北農政局資料 ②ほ場外農道＝「一定要件農道」の延長×一定幅員（8m）

利用区分	定義	把握の方法
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道	林道＝国有林林道＋民有林林道 ①国有林林道…延長×一定幅員 延長は、森林管理署への照会 ②民有林林道…延長×一定幅員 延長は、『岩手県林業動向年報(資料編)』による。 ※一定幅員は、8mとする。
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	『固定資産概要調書』の「宅地」のうち、「評価総地積」と「非課税地積」の合計
(1) 住宅地	『固定資産概要調書』の「評価総地積の住宅用地」に、「非課税地積」のうち、公営住宅用地(市営住宅、県営住宅及び公務員住宅)を加えたもの	『固定資産概要調書』の「評価総地積の住宅用地」＋公営住宅用地
(2) 工業用地	『工業統計調査報告書』(岩手県総合政策室編)の「事業所敷地面積」で従業者10人以上の工場敷地	『工業統計調査報告書』の「事業所敷地面積(30人以上)」＋「10人～29人の事業所敷地面積※」 ※業務資料による推計
(3) その他宅地	(1)及び(2)のいずれにも該当しない宅地(例：商業・業務用地等)	その他宅地＝「宅地」－「住宅地」－「工業用地」
その他	市町村総面積(88,647ha)のうち、「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」のいずれにも属さないもの (例：公園、学校用地、普通河川、市道法面、耕作放棄地、ゴルフ場、競馬場、独立した駐車場、資材置場、廃棄物処理場、鉄道敷地等)	「その他」 ＝「市総面積」－「農用地」－「森林」－「原野」－「水面・河川・水路」－「道路」－「宅地」

## 2 人口等の見通し

区分		平成 17 年 (基準年次)	平成 23 年 (中間年次)	平成 29 年 (目標年次)	比率 (%)	
					平成 23 年/ 平成 17 年	平成 29 年/ 平成 17 年
<b>総人口</b>	<b>人</b>	<b>300,746</b>	<b>299,148</b>	<b>294,517</b>	<b>99.5</b>	<b>97.9</b>
0～14 歳	人	42,347	39,770	37,487	93.9	88.5
15～64 歳	人	201,659	196,545	184,558	97.5	91.5
65 歳以上	人	56,740	62,833	72,472	110.7	127.7
<b>世帯数</b>	<b>世帯</b>	<b>121,876</b>	<b>127,743</b>	<b>128,189</b>	<b>104.8</b>	<b>105.2</b>
1 世帯当たり人員	人	2.47	2.34	2.30	94.7	93.1
<b>就業人口</b>	<b>人</b>	<b>145,888</b>	<b>153,429</b>	<b>152,026</b>	<b>105.2</b>	<b>104.2</b>
第 1 次産業	人	6,198	4,679	4,096	75.5	66.1
第 2 次産業	人	20,892	26,507	26,663	126.9	127.6
第 3 次産業	人	118,798	122,243	121,267	102.9	102.1

注) ・ 平成 17 年は、国勢調査に基づく実績値

- ・ 平成 17 年の総人口及び就業人口における分類不能人口は、各区分の人口比で按分している。
- ・ 将来値は、盛岡市総合計画基本構想（平成 17 年度～26 年度）の数値に基づく傾向である。

### 3 土地利用の推移（平成12年～17年）

（単位：ha）

利用区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
<b>農用地</b>	<b>9,712</b>	<b>9,597</b>	<b>9,513</b>	<b>9,468</b>	<b>9,414</b>	<b>9,369</b>
農地	9,640	9,520	9,430	9,380	9,320	9,270
採草放牧地	72	77	83	88	94	99
<b>森林・原野</b>	<b>65,249</b>	<b>65,237</b>	<b>65,223</b>	<b>65,216</b>	<b>65,189</b>	<b>65,208</b>
国有林	16,938	16,932	16,918	16,911	16,906	16,871
民有林	48,304	48,304	48,304	48,304	48,282	48,336
原野	7	1	1	1	1	2
<b>水面・河川・水路</b>	<b>3,184</b>	<b>3,184</b>	<b>3,180</b>	<b>3,180</b>	<b>3,180</b>	<b>3,212</b>
水面	1,589	1,589	1,590	1,591	1,591	1,592
河川	1,308	1,311	1,311	1,311	1,311	1,313
水路	288	284	280	278	277	307
<b>道路</b>	<b>2,584</b>	<b>2,605</b>	<b>2,593</b>	<b>2,492</b>	<b>2,506</b>	<b>2,565</b>
一般道路	1,808	1,829	1,839	1,737	1,753	1,797
農道	528	523	520	520	518	531
林道	250	254	234	236	236	237
<b>宅地</b>	<b>3,913</b>	<b>3,911</b>	<b>3,958</b>	<b>3,959</b>	<b>4,003</b>	<b>4,041</b>
住宅地	2,538	2,551	2,572	2,577	2,595	2,612
工業用地	142	125	99	106	103	112
その他の宅地	1,233	1,234	1,287	1,276	1,305	1,317
<b>その他</b>	<b>4,005</b>	<b>4,113</b>	<b>4,180</b>	<b>4,332</b>	<b>4,355</b>	<b>4,252</b>
<b>合計</b>	<b>88,647</b>	<b>88,647</b>	<b>88,647</b>	<b>88,647</b>	<b>88,647</b>	<b>88,647</b>
<b>市街地</b>	<b>3,862</b>	<b>3,862</b>	<b>3,862</b>	<b>3,862</b>	<b>3,862</b>	<b>3,896</b>

※ 小数点以下を四捨五入していることから、利用区分ごとの計と一致しない場合がある。

【道路】は、「一般道路」を構成する市道について、平成15年から法面部面積を除いている。

【市街地】は、国勢調査の定義による人口集中地区面積である。

#### 4 利用区分ごとの規模の目標等

##### (1) 利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

利用区分	平成17年 (基準年次)	平成23年(中間年次)		平成29年(目標年次)		構成比		
		面積	増減	面積	増減	平成17年	平成23年	平成29年
<b>農用地</b>	<b>9,369</b>	<b>9,173</b>	<b>▲ 196</b>	<b>9,080</b>	<b>▲ 289</b>	<b>10.6%</b>	<b>10.3%</b>	<b>10.2%</b>
農地	9,270	9,080	▲ 190	8,987	▲ 283	10.5%	10.2%	10.1%
採草放牧地	99	94	▲ 5	93	▲ 6	0.1%	0.1%	0.1%
<b>森林・原野</b>	<b>65,208</b>	<b>65,173</b>	<b>▲ 35</b>	<b>65,053</b>	<b>▲ 155</b>	<b>73.5%</b>	<b>73.5%</b>	<b>73.4%</b>
国有林	16,871	16,870	▲ 1	16,862	▲ 9	19.0%	19.0%	19.0%
民有林	48,336	48,302	▲ 34	48,189	▲ 147	54.5%	54.5%	54.4%
原野	2	2	0	2	0	0.0%	0.0%	0.0%
<b>水面・河川・水路</b>	<b>3,212</b>	<b>3,201</b>	<b>▲ 11</b>	<b>3,333</b>	<b>121</b>	<b>3.6%</b>	<b>3.6%</b>	<b>3.8%</b>
水面	1,592	1,592	0	1,739	147	1.8%	1.8%	2.0%
河川	1,313	1,317	4	1,307	▲ 6	1.5%	1.5%	1.5%
水路	307	293	▲ 14	288	▲ 19	0.3%	0.3%	0.3%
<b>道路</b>	<b>2,565</b>	<b>2,661</b>	<b>96</b>	<b>2,680</b>	<b>115</b>	<b>2.9%</b>	<b>3.0%</b>	<b>3.0%</b>
一般道路	1,797	1,893	96	1,913	116	2.0%	2.1%	2.2%
農道	531	531	0	530	▲ 1	0.6%	0.6%	0.6%
林道	237	237	0	237	0	0.3%	0.3%	0.3%
<b>宅地</b>	<b>4,041</b>	<b>4,143</b>	<b>102</b>	<b>4,203</b>	<b>162</b>	<b>4.6%</b>	<b>4.7%</b>	<b>4.7%</b>
住宅地	2,612	2,720	108	2,739	127	2.9%	3.1%	3.1%
工業用地	112	114	2	144	32	0.1%	0.1%	0.2%
その他の宅地	1,317	1,309	▲ 8	1,320	3	1.5%	1.5%	1.5%
<b>その他</b>	<b>4,252</b>	<b>4,296</b>	<b>44</b>	<b>4,298</b>	<b>46</b>	<b>4.8%</b>	<b>4.9%</b>	<b>4.9%</b>
<b>合計</b>	<b>88,647</b>	<b>88,647</b>	<b>0</b>	<b>88,647</b>	<b>0</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
(うち市街地)	(3,896)	(3,896)	0	(3,896)	0	(4.4%)	(4.4%)	(4.4%)

注) 小数点以下を四捨五入しているため、利用区分ごとの計と一致しない場合がある。

【市街地】は、国勢調査の定義による人口集中地区である。

## (2) 利用区分ごとの規模の目標値の説明

利用区分	内 容
農 用 地	盛岡南地区等の施工中の土地区画整理事業等による道路や住宅地などの整備に伴う市街化区域内の農用地の減少を見込んだ数値です。
森 林 ・ 原 野	主に、築川ダム建設（平成 28 年度完成予定）に伴う減少を見込んだ数値です。
水面・河川・水路	主に、築川ダム建設に伴う水面の増加を見込んだ数値です。
道 路	<p>◆一般道路 盛岡南地区等の施工中の土地区画整理事業や都市計画道路などの整備による増加を見込んだ数値です。</p> <p>◆農道 土地区画整理事業などによる減少を見込んだ数値です。</p> <p>◆林道 既存林道の維持・管理による利用に重点を置くことから、面積の増減はないものとします。</p>
宅 地	<p>◆住宅地 盛岡南地区等の施工中の土地区画整理事業や民間による宅地開発などによる増加を見込んだ数値です。</p> <p>◆工業用地 県内への進出が見込まれる製造業拠点との連携等による立地誘導を進めることから、面積の増加を見込んだ数値です。</p> <p>◆その他宅地 商業・業務系の土地利用は、中心市街地をはじめとする既存市街地への誘導を基本とすることから、面積は横ばいで推移することを見込んだ数値です。</p>
そ の 他	道路整備に伴う法面部の増加や盛岡南地区における公園整備などから、面積の増加を見込んだ数値です。
市 街 地	盛岡南地区など新たな市街地への人口集積は見られますが、総人口の緩やかな減少を想定していることから、面積は横ばいで推移することを見込んだ数値です。

(3) 土地利用転換マトリックス表（平成17年－29年）

（単位：ha）

転出地目 転入地目		基準年次から目標年次の間の転換先別面積内訳															基準年次の面積	転換により増加する面積	転換により減少する面積	目標年次の面積		
		農用地			森林・原野			水面・河川・水路			道路			宅地							その他	合計
		田	畑	採草放牧地	国有林	民有林	原野	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他宅地						
農用地	田																0	4,840	0	184	4,656	
	畑																0	4,430	0	99	4,331	
	採草放牧地																0	99	0	6	93	
森林・原野	国有林																0	16,871	0	8	16,862	
	民有林																0	48,336	0	147	48,189	
	原野																0	2	0	0	2	
水面・水路・河川・	水面	13	4			90			18	15		0	4		0	3	147	1,592	147	0	1,739	
	河川	7	1	0		0				0	0		0		0	4	12	1,313	12	18	1,307	
	水路																0	307	0	19	288	
道路	一般道路	61	25	2	3	17			0	7		0	8	0	5	4	131	1,797	131	15	1,913	
	農道																0	531	0	1	530	
	林道																0	237	0	0	237	
宅地	住宅地	92	35	2		0				11				0	3	6	149	2,612	149	22	2,739	
	工業用地	2	13		0	8				0			5		0	3	32	112	32	0	144	
	その他宅地	0	3							0				0		12	15	1,317	15	12	1,320	
その他	9	19	2	5	31				1	0	0	0	5	0	3		76	4,252	76	31	4,298	
合計	184	99	6	8	147	0	0	18	19	15	1	0	22	0	12	31		88,647	562	562	88,647	
基準年次の面積	4,840	4,430	99	16,871	48,336	2	1,592	1,313	307	1,797	531	237	2,612	112	1,317	4,252	88,647					
転換により減少する面積	184	99	6	8	147	0	0	18	19	15	1	0	22	0	12	31	562					
転換により増加する面積	0	0	0	0	0	0	147	12	0	131	0	0	149	32	15	76	562					
目標年次の面積	4,656	4,331	93	16,862	48,189	2	1,739	1,307	288	1,913	530	237	2,739	144	1,320	4,298	88,647					

※ 小数点以下を四捨五入しているため、利用区分ごとの合計と一致しない場合がある。

(4) 土地利用転換マトリックス表の内訳表

(単位：ha)

土地利用 転換 土地 利用区分	増加要因		減少要因		転換計画の内容
	転換元の土地 利用区分	面積	転換先の土地 利用区分	面積	
田	—	0	—	184	
			水面	13	築川ダム建設 (13)
			河川	7	南川改良 (3)
			道路	61	盛岡南地区都市開発 (41)
			住宅地	92	盛岡南地区都市開発 (70)
			工業用地	2	道明地区土地区画整理 (2)
			その他宅地	0	土地区画整理事業 (0.1)
			その他	9	盛岡南地区都市開発 (5)
					ほか
畑	—	0	—	99	
			水面	4	築川ダム建設 (4)
			河川	1	道明地区土地区画整理 (0.5)
			道路	25	盛岡南地区都市開発 (15)
			住宅地	35	盛岡南地区都市開発 (26)
			工業用地	13	玉山区工業団地整備 (12)
			その他宅地	3	土地区画整理事業 (3)
			その他	19	高松公園整備 (7)
					ほか
採草放牧地	—	0	—	6	
			河川	0	河川改良 (0.1)
			道路	2	盛岡南地区都市開発 (2)
			住宅地	2	盛岡南地区都市開発 (2)
			その他	2	有機物資源活用センター (1)
					ほか
国有林	—	0	—	8	
			道路	3	広域圏道路 (1)
			工業用地	0	工業用地拡充 (0.3)
			その他	5	墓園拡張整備 (5)
					ほか
民有林	—	0	—	147	
			水面	90	築川ダム建設 (90)
			河川	0	河川改良 (0.1)
			道路	17	築川ダム関連道路 (14)
			住宅地	0	盛岡南地区都市開発 (0.1)
			工業用地	8	玉山区工業団地整備 (8)
			その他	31	築川ダム整備関連施設 (30)
					ほか

(単位：ha)

土地利用 転換 土地 利用区分	増加要因		減少要因		主な転換計画の内容
	転換元の土地 利用区分	面積	転換先の土地 利用区分	面積	
原野	—	0	—	0	
水面	—	147	—	0	} 築川ダム建設
	田	13			
	畑	4			
	民有林	90			
	河川	18			
	道路	15			
	住宅地	4			
	その他宅地	0			
	その他	3			
河川	—	12	—	18	
	田	7			南川改良 (3)
	畑	1			道明地区土地区画整理 (0.5)
	採草放牧地	0			盛岡南地区都市開発 (0.1)
	民有林	0			盛岡南地区都市開発 (0.1)
			水面	18	築川ダム建設 (18)
	水路	0			大橋川改修 (0.3)
	道路	0	道路	0	築川ダム関連道路 (▲0.1)
	住宅地	0			河川改良 (0.1)
	その他宅地	0			道明地区土地区画整理 (0.1)
	その他	4			河川改良 (4)
					ほか
水路	—	0	—	19	
			河川	0	南川改良 (3)
			道路	7	盛岡南地区都市開発 (5)
			住宅地	11	盛岡南地区都市開発 (5)
			工業用地	0	道明地区土地区画整理 (0.2)
			その他宅地	0	土地区画整理事業 (0.2)
			その他	1	盛岡南地区都市開発 (0.5)
					ほか
道路	—	131	—	15	
※ 農道及び林道 を含む。	田	61			盛岡南地区都市開発 (41)
	畑	25			盛岡南地区都市開発 (15)
	採草放牧地	2			盛岡南地区都市開発 (2)
	国有林	3			道の駅整備 (2)
	民有林	17			築川ダム関連道路 (14)
			水面	15	築川ダム建設 (15)
	河川	0	河川	0	道路改良 (▲0.1)
	水路	7			盛岡南地区都市開発 (5)

(単位：ha)

土地利用 転換 土地 利用区分	増加要因		減少要因		主な転換計画の内容
	転換元の土地 利用区分	面積	転換先の土地 利用区分	面積	
道路（続き）	—	—	—	—	
	住宅地 工業用地 その他宅地 その他	8 0 5 4	その他	0	都市計画道路整備（3） 土地区画整理事業（0.1） 盛岡駅西口地区都市整備（2） 市道新設・改良（+3） ほか
住宅地	—	149	—	22	
	田 畑 採草放牧地 民有林 水路 工業用地 その他宅地 その他	92 35 2 0 11 0 3 6	水面 河川 道路 工業用地 その他	4 0 8 5 5	盛岡南地区都市開発（70） 盛岡南地区都市開発（25） 盛岡南地区都市開発（2） 盛岡南地区都市開発（0.1） 築川ダム建設（4） 河川改良（0.1） 盛岡南地区都市開発（9） 都市計画道路整備（3） 玉山区工業団地整備（▲5） 道明地区土地区画整理（2） 高松公園整備（▲2） ほか
工業用地	—	32	—	0	
	田 畑 国有林 民有林 水路 道路 住宅地 その他宅地 その他	2 13 0 8 0 0 5 0 3	道路 住宅地 その他宅地 その他	0 0 0 0	玉山区工業団地整備 ほか
その他宅地	—	15	—	12	
	田 畑 水路 工業用地 その他	0 3 0 0 12	水面 河川 道路 住宅地 工業用地 その他	0 0 5 3 0 3	土地区画整理事業（0.1） 土地区画整理事業（2） 築川ダム建設（0.2） 道明地区土地区画整理（0.2） 土地区画整理事業（0.3） 市道新設・改良（3） 道明地区土地区画整理（3） 土地区画整理事業（▲0.2） 向中野小学校建設（▲2） ほか

(単位：ha)

土地利用 転換 土地 利用区分	増加要因		減少要因		主な転換計画の内容
	転換元の土地 利用区分	面積	転換元の土地 利用区分	面積	
その他	—	76	—	31	
	田	9			築川ダム整備関連施設 (3)
	畑	19			高松公園整備 (7)
	採草放牧地	2			有機物資源活用センター (1)
	国有林	5			墓園拡張整備 (5)
	民有林	31			築川ダム整備関連施設 (30)
			水面	3	築川ダム建設 (3)
			河川	4	河川改良 (4)
	水路	1			盛岡南地区都市開発 (0.5)
	道路	0	道路	4	市道新設・改良 (▲3)
	住宅地	5	住宅地	6	玉山区工業団地整備 (+2)
		0	工業用地	3	四十四田工業団地整備 (▲2)
	その他宅地	3	その他宅地	12	向中野小学校建設 (+2)
					ほか

注) 小数点以下を四捨五入しているため、各利用区分の内訳の計と一致しない場合がある。

【主な転換計画の内容】欄の事業名の最後にある括弧内の数値は、面積を表す。なお、【増加要因】と【減少要因】の両方に記載がある場合、転換面積の増 (+) 減 (▲) を表記している。

## 5 策定体制等

### (1) 策定体制

#### ア 市長の諮問機関

盛岡市国土利用計画審議会	
〔所掌事務〕 ◆ 市が定める国土利用計画の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。	〔構成員〕 会 長 齋藤徳美（岩手大学理事副学長） 副会長 玉山 哲（盛岡商工会議所副会頭） 委 員 盛岡市議会議員，知識経験を有する者，関係団体の役職員及び関係行政機関の職員（計 20 人）

#### イ 専門機関

土地利用調整委員会	
〔所掌事務〕 ◆ 土地の利用に係る基本的な事項，市が定める国土利用計画その他土地利用上重要な事項の調査審議及び総合調整に関すること。	〔構成員〕 委員長 市長が命じる副市長 副委員長 市長公室長 委 員 部長級の職員（計 16 人）
土地利用調整委員会幹事会	
〔所掌事務〕 ◆ 土地利用調整委員会の所掌事項の予備審査及び当該委員会が委任した事項の調査審議に関すること。	〔構成員〕 幹事長 企画調整課長 幹 事 次長級及び課長級の職員（計 27 人）

## (2) 会議等の開催状況

年月日	会議の名称及び内容
平成 20 年 4 月 21 日	第 1 回土地利用調整委員会 (内容) (1) 盛岡市の土地利用の現状について (2) 国土利用計画盛岡市計画の策定に向けた基本方針について (見直しの目的, 策定体制, スケジュール等)
5 月 30 日	第 1 回国土利用計画審議会 (内容) (1) 盛岡市の土地利用の現状について (2) 国土利用計画盛岡市計画の策定に向けた基本方針について (見直しの目的, 策定体制, スケジュール等)
10 月 6 日	第 1 回土地利用調整委員会幹事会 (内容) (1) 中間年次について (2) 地域区分について (3) 社会経済環境の現状と将来フレームについて (4) 大規模プロジェクトと土地利用転換の方向性について
11 月 4 日	第 2 回土地利用調整委員会幹事会 (内容) (1) 土地利用の方向性について (2) 地域区分について
11 月 14 日	第 2 回土地利用調整委員会 (内容) (1) 中間年次について (2) 土地利用の方向性について (3) 地域区分について
11 月 28 日	第 2 回国土利用計画審議会 ◆ 国土利用計画盛岡市計画の策定について (諮問) (内容) (1) 土地利用の方向性について (2) 地域区分について
平成 21 年 1 月 30 日	第 3 回土地利用調整委員会幹事会 (内容) 国土利用計画盛岡市計画の中間案 (原案) について
2 月 19 日	第 3 回土地利用調整委員会 (内容) 国土利用計画盛岡市計画の中間案 (原案) について
4 月 8 日	第 4 回土地利用調整委員会幹事会 (内容) 土地利用構想図 (素案) について
4 月 20 日	第 4 回土地利用調整委員会 (内容) 土地利用構想図 (素案) について

年 月 日	会 議 の 名 称 及 び 内 容
平成 21 年 4 月 27 日	第 5 回土地利用調整委員会 (内容) 土地利用構想図(素案)について
6 月 30 日	第 3 回国土利用計画審議会 (内容) 国土利用計画盛岡市計画(案)について
8 月 17 日	第 5 回土地利用調整委員会幹事会 (内容) パブリック・コメント等の結果について
8 月 24 日	第 6 回土地利用調整委員会 (内容) パブリック・コメント等の結果について
9 月 2 日	国土利用計画盛岡市計画(案)の岩手県協議終了
10 月 2 日	第 4 回国土利用計画審議会 (内容) 国土利用計画盛岡市計画答申案について ⇒国土利用計画盛岡市計画について【答申】
12 月 22 日	市議会において国土利用計画盛岡市計画議決
12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土利用計画盛岡市計画を公表</li> <li>・ 国土利用計画盛岡市計画を岩手県知事に報告</li> </ul>

### (3) パブリック・コメントの実施状況

- ア 意見募集の期間 平成 21 年 7 月 10 日（金）から同月 31 日（金）まで  
 イ 意見募集の方法 ファクス，郵送，持参及び市のホームページの応募フォーム  
 ウ 提出意見数 3 件（2 人）

ページ等	ご意見の趣旨	市の考え
土地利用構想図	都市ゾーン以外のエリアについては、今後、市街地開発を行わないということか。そうすることで、将来、ゾーニングと異なる土地利用をしようとするとき、自らの首を絞めることにならないか。	土地利用構想図は、土地利用の方向性を概括的に示すものです。本計画では、市街地の拡大を抑制する方向性を示しておりますので、原則として、都市ゾーン以外での市街地開発は想定しておりませんが、日常生活に必要な施設等の立地については、関係する法令等を踏まえ適切に運用してまいります。
前文，第 1，第 3 及び土地利用構想図	内容について、基本的に賛同する。個別の問題を丁寧に、かつ合理的な清算とすることを忘れずに。	計画内容に基づき、適正な土地利用を推進してまいります。また、個別の政策課題等については、総合計画実施計画等において、着実な対応に努めてまいります。
第 2	中心市街地活性化が望まれるなかにおいて、藩政時代の内外堀，水路跡等が，大雨等の際に広範囲な被害をもたらすことを想定した対応をすべきではないか。	本計画は，市域全体の土地利用の方針をまとめるものであることから，個別の事案については，関係する諸法令や計画などの整合性を考慮しながら，適切な対応に努めるべきものと考えます。

## 7 用語解説

### ◆ 第1 市土の利用に関する基本方針

#### 1 市域全体の土地利用の基本方針

##### ※1 低未利用地（P 3）

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたって利用されていない土地（未利用地）、周辺の利用状況に比べて利用の程度（頻度、整備水準、管理状況等）が低い土地（低利用地）

##### 【具体例】

未利用地…空き地、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地、管理を放棄された森林など

低利用地…暫定的に利用されている資材置場、青空駐車場など

##### ※2 中心市街地活性化基本計画（盛岡市中心市街地活性化基本計画）（P 3）

本市の「まちの顔」である中心市街地の活性化を目的に、「触れる・感じる・楽しむ 元気なまち『もりおか』」を基本テーマに、平成 20 年度から 25 年度における中心市街地のまちづくりの方針や優先して取り組む事業などを盛り込んだ計画

##### ※3 大規模集客施設（P 3）

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）で床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

##### ※4 NPO（P 4）

本市では、「NPO活動促進のための基本方針」において、NPOの範囲を、①特定非営利活動法人（NPO法人）、②市民活動団体、③ボランティア団体と定義している。

##### ※5 持続可能な土地利用（P 4）

人（市民）が、本市において、社会生活や経済活動などの人間活動を将来にわたって続けることができるように市土を利用すること。

##### ※6 コンパクトで効率的な市街地（P 5）

都市の郊外を抑制し、都心部の土地の適正な高度利用を図り、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図ることにより、中心市街地の拠点性の向上、職住近接による交通渋滞の緩和・環境の改善、さらには近郊の緑地や農用地の保全を見込むもの

##### ※7 都市計画マスタープラン（盛岡市都市計画マスタープラン）（P 5）

平成4年の都市計画法(昭和43年法律第100号)改正の際に定められた制度で、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。本市は、平成12年3月に作

成した。

このプランは、将来の具体的な土地利用に関する規制や個別の事業を立案する上での指針となるものである。

## 2 利用区分ごとの市土利用の基本方針

### ※8 利用区分（P 6）

農地や道路など、土地の利用目的に応じた区分

### ※9 耕作放棄地（P 6）

現況が耕作放棄されている状態の農地のこと。

世界農林業センサス（農林水産省が5年ごとに実施する統計調査）では、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはつきりとした考えのない土地」と定義している。

### ※10 多面的機能（P 7）

農用地、森林の持つ、農林産物の供給以外の国土・自然環境保全などの機能。例えば、国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観形成、文化の伝承など

### ※11 内発型企业（P 9）

「誘致企業」の対語。市内又は県内で創業し、新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業（ベンチャー企業）や、地域の企業や研究機関などの技術、地場産業の特性等をいかして新分野に進出する企業の総称

## 3 地域類型別の市土利用の基本方針

### ※12 都市的な土地利用（P 11）

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、道路など、主として人工的施設による土地利用の総称

### ※13 自然的な土地利用（P 11）

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林・原野、水面・河川等の土地利用を加えたものの総称

## ◆第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### ※14 人口集中地区（D I D地区）（P 14）

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内

で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域

## 2 地域別の概要

### ※15 盛岡広域都市計画の区域区分（P16）

盛岡市，矢巾町及び滝沢村で構成される盛岡広域の都市計画。「市街化区域\*」と，原則として市街化を抑制する区域とされる「市街化調整区域」からなる。

\* 既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的，計画的に市街化を図るべき区域

### ※16 レッドリスト（P19）

環境省が作成・改訂している絶滅のおそれがある動植物の一覧

### ※17 グリーン・ツーリズム（P20）

農山漁村において自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

## ◆第3 第1及び第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

### ※18 土地の有効利用（P23）

市計画では，次の2つの概念をまとめて用いている。

ア 利用されていなかった土地を利用すること。

例：耕作放棄地での営農再開，市街化区域内空地の宅地化等

イ 土地利用の高度化

例：平面駐車場を商業施設に転換，森林内での特定林産物（行者ニンニク等）の栽培等

### ※19 盛岡農業振興地域整備計画（P23）

優良な農地を保全するとともに，農業振興のための各種施策を計画的に実施するため，市が定める総合的な農業振興の計画

### ※20 盛岡市森林整備計画（P24）

多様な機能の発揮のための効率的・効果的な森林整備を進めるとともに，重視すべき機能に応じた望ましい森林施業の誘導を図るため，市が，森林区分（ゾーニング）や林業施策の方針などを定めた計画

### ※21 盛岡市総合交通計画（P24）

自動車交通の抑制により交通渋滞を緩和し，誰もが快適かつスムーズに移動できる交通環境を実現し，さらには運輸・交通分野での環境負荷の軽減を図るため，バス，自動車，電車など各交通手段とこれらが密接に結びついた交通のあり方を明らかにした計画

※22 自然環境基礎調査（P 25）

自然環境の保全を図るため，国が，自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査

※23 都市計画基礎調査（P 25）

都市計画法で定められた定期調査で，地方自治体が，おおむね5年ごとに行うこととされるもの。都市化の動向に応じた都市計画の見直しを図るために行われる。

## 【参考資料(1)】盛岡市国土利用計画審議会条例

平成 8 年 6 月 28 日  
条例第 27 号

改正 平成 9 年 3 月 4 日条例第 2 号  
平成 17 年 3 月 1 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 市が定める国土利用計画の策定に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

## 【参考資料(2)】土地利用調整委員会規程

昭和49年12月24日  
訓令第9号

改正 昭和53年4月1日訓令第4号  
昭和56年3月31日訓令第1号  
昭和63年3月31日訓令第1号  
平成4年5月1日訓令第17号  
平成5年4月1日訓令第5号  
平成6年3月31日訓令第2号  
平成8年6月28日訓令第7号  
平成9年3月31日訓令第1号  
平成10年3月31日訓令第1号  
平成11年3月29日訓令第6号  
平成11年9月30日訓令第17号  
平成12年3月30日訓令第5号  
平成13年3月30日訓令第3号  
平成14年4月1日訓令第4号  
平成15年3月31日訓令第7号  
平成15年9月30日訓令第20号  
平成17年3月31日訓令第4号  
平成18年1月6日訓令第8号  
平成18年3月31日訓令第13号  
平成19年3月30日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則(昭和33年規則第7号)第47条第2項に規定する土地利用調整委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。  
(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 土地の利用に係る基本的な事項の調査審議に関すること。
- (2) 市が定める国土利用計画の調査審議に関すること。
- (3) 土地の利用に関する計画及び施策の調整に関すること。
- (4) 土地の取得、開発等土地利用上重要な事項の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項の調査審議に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもつて組織する。  
2 委員長は市長が指定する副市長を、副委員長は市長公室長をもつて充てる。

3 委員は、盛岡市部等設置条例(昭和33年条例第21号)に規定する公室及び部の長並びに市長が命じた職員をもつて充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、委員会において調査審議をすべき事案につき会議を開く必要がないと認めるときその他やむを得ない事情があるときは、回議して会議の調査審議に代えることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、委員会の所掌事項の予備審査及び委員会が委任した事項の調査審議（以下「予備審査等」という。）をさせるため、幹事長及び幹事若干人をもつて構成する幹事会を置く。

2 幹事長は企画調整課長を、幹事は総務部次長、財政部長の指定する財政部次長、市民部長の指定する市民部次長、保健福祉部長の指定する保健福祉部次長、消防防災課長、環境企画課長、商工課長、観光課長、農政課長、林政課長、道路管理課長、交通政策課長、道路建設課長、用地課長、建築住宅課長、都市計画課長、公園みどり課長、建築指導課長、盛岡南整備課長、区画整理課長、市街地整備課長、下水道部業務課長、下水道部建設課長、都市河川課長及び玉山総合事務所建設課長並びに市長が命じた職員をもつて充てる。

3 幹事長は、予備審査等をすべき事案について幹事会を開く必要がないと認めるときは、幹事長及び当該事案に係る幹事による予備審査等をもつて幹事会の予備審査等に代えることができる。

(協力の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係職員等に対して、意見の開陳、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

附 則

1 この訓令は、昭和49年12月24日から施行する。

2 土地利用対策委員会規程（昭和48年訓令第6号）は、廃止する。

【参考資料(3)】委員名簿

ア 盛岡市国土利用計画審議会

(平成21年10月現在, 五十音順)

	氏 名	役 職 等
1	浅井 敏博	(株)浅井不動産鑑定事務所代表取締役
2	大塚 尚寛	岩手大学副学長(環境・情報統括管理担当)
3	角田 信子	盛岡市水道事業経営審議会委員
4	兼平 孝信	盛岡市議会議員
5	熊谷 友子	クマガイスペースプランニング代表
6	熊谷 祐三	盛岡商工会議所副会頭
7	後藤 百合子	盛岡市議会議員
8	齋藤 徳美	岩手大学理事(総務・地域連携担当) 副学長
9	佐藤 登	前盛岡市玉山区地域協議会副会長
10	佐藤 英夫	岩手県盛岡地方振興局土木部長
11	下田 幸枝	前盛岡市婦人ボランティア野の花会代表
12	竹村 祥子	岩手大学人文社会科学部教授
13	玉山 哲	盛岡商工会議所副会頭
14	田茂内 順子	岩手県建築士会盛岡支部女性委員会委員
15	千葉 長進	盛岡市議会議員
16	中村 正	岩手県自然保護協会常任理事 事務局長
17	広田 純一	岩手大学農学部教授
18	福田 稔	盛岡市玉山区地域協議会会長
19	南 正昭	岩手大学工学部教授
20	村井 朋子	旧岩手川鉤屋町工場跡地活用検討懇話会委員

※ 会長・・・齋藤徳美 委員, 副会長・・・玉山 哲 委員

## イ 土地利用調整委員会

(平成 21 年 12 月現在)

	役 職	職 名	氏 名
1	委員長	副 市 長	池 田 克 典
2	副委員長	市 長 公 室 長	宇 夫 方 正 人
3	委 員	総 務 部 長	岩 野 光 進
4	〃	消 防 防 災 監	小 野 寺 哲
5	〃	財 政 部 長	岩 舘 仁
6	〃	市 民 部 長	下 長 根 正 則
7	〃	環 境 部 長	工 藤 雄 司
8	〃	保 健 福 祉 部 長	扇 田 竜 二
9	〃	商 工 観 光 部 長	佐 藤 光 彦
10	〃	農 林 部 長	八 重 樫 康 治
11	〃	建 設 部 長	阿 部 勉
12	〃	都 市 整 備 部 長	新 沼 正 博
13	〃	下 水 道 部 長	丸 山 久 春
14	〃	玉 山 総 合 事 務 所 事 務 長	藤 原 繁
15	〃	水 道 部 長	菊 地 昭 夫
16	〃	教 育 部 長	菊 地 誠

【参考資料(4)】 国土利用計画盛岡市計画の策定に関する諮問・答申

◆ 諮問

20 盛企第 155 号  
盛岡市国土利用計画審議会

国土利用計画盛岡市計画の策定について，盛岡市国土利用計画審議会条例（平成 8 年条例第 27 号）第 1 条の規定により諮問します。

平成 20 年 11 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

◆ 答申

平成 21 年 10 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

盛岡市国土利用計画審議会  
会 長 齋 藤 徳 美

国土利用計画盛岡市計画について（答申）

平成 20 年 11 月 28 日付け 20 盛企第 155 号で，当審議会に諮問がありました国土利用計画盛岡市計画について，審議の結果，別冊のとおり取りまとめたので答申します。



## 国土利用計画盛岡市計画

---

---

発行日 平成 22 年 2 月  
発 行 盛岡市  
編 集 盛岡市市長公室企画調整課  
〒 020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号  
TEL 019-651-4111 (代表)  
<http://www.city.morioka.iwate.jp/>

---

---